

但請負作業者ニハ本條ヲ適用セズ

第四十七條 賃金ハ本人ニ之ヲ支拂フ但止ムヲ得サル事情ニヨリ代人ヲシテ受取ラシメントスル場合ハ代理委任狀ノ提出ヲ要ス

第四十八條 賃金ハ假拂又ハ前貸ヲ許サズ

第四十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第四十八條ノ規定ニ拘ラズ直ニ未拂賃金ノ支拂ヲナス

- 一、本人死亡シタルトキ
- 二、本人一ヶ月以上ニ涉リ歸郷スルトキ
- 三、本人若クハ同居家族ノ婚禮又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツルトキ

四、其他工場管理人ニ於テ相當事由アリト認めタルトキ

## 第六章 進級及賞與

第五十條 工員技能ニ熟達シ且勤務成績善良ナル者ハ漸次給額ヲ進メ其顯著ナルモノハ臨時ニ拔擢登用スルコトアルベシ

第五十一條 毎年五月及十一月ノ兩度ニ各半期ノ決算ヲ行ヒ利益金ヲ生ジタルトキハ其一部ヲ賞與金トシテ工員全部ニ給與スベシ

第五十二條 前條賞與金ハ工員各自ノ給料額技能勤怠及日常ノ勤務振等ヲ參酌シ其額ヲ決定スルモノトス

第五十三條 日給者ニシテ一ヶ月間無遅刻無欠勤且早退外出等全然ナキモノヲ皆勤者トシ其月毎ニ給額ノ一日分ヲ賞與金トシ給與